

十大学合同セミナー団体規約（48 期）

本規約は、第 48 期十大学合同セミナー運営委員が主体となり、本団体が、発足当初から確認してきたことを文章化し、それを内において再確認及び外部にも公にすることを起草の趣旨にし、本団体の組織、運営、その他諸活動に関する規則を定めたものである。

第一章 総則

第 1 条（名称）

本団体は、1973 年に発足し本日まで活動を継続する学術団体であり、正式名称を「十大学合同セミナー」（以下、本団体）と称す。

第 2 条（活動目的とそのための活動内容）

本団体の活動目的は、大学の垣根を越えて、学生が互いに議論し、学術のレベルを高めることである。

各大学から集った国際政治、国際関係に関心を持つ大学生は、セミナー活動を通じ共同論文を執筆する。

第 3 条（活動理念）

本団体は「学習」と「交流」の二つを活動理念とする

- ・学習：国際政治、国際関係を土俵に、学生同士の議論や共同論文の執筆を通じた主体的な学習を目指す。
- ・交流：大学の垣根を越えて国際政治、国際関係に関心のある学生が交流し、生涯の学友を得ることができる場の提供を目指す。

第 4 条（主体定義）

本団体に携わる主体は以下の通りである。

- ・教員：教育機関及び研究機関等に所属し当団体に協力する者。
- ・運営委員：本団体が主催するセミナーへの参加経験を有し、一般参加者に対する活動の企画及び運営を行う者。運営発足から次期運営発足までを任期とし毎年更新される。
- ・チューター：総会から総括合宿の期間、一般参加者の活動を管理・支援する者。運営委員が担う。
- ・一般参加者：本団体の活動理念に賛同し、総会～総括合宿のセミナー活動期間中¹、論文執筆に必要な作業を行い、共同論文を執筆する者。

第 5 条（個人の尊重と公共の福祉）

すべての主体は、個人として尊重される。公共の福祉に反す、もしくは本団体の活動に支障をきたさない限り、個人の自由は、最大限尊重されなければならない。

第 6 条（本業の保障）

本団体の活動は、あらゆる主体の本業に支障をきたしてはならない。

第 7 条（情報公開の原則）

運営委員は、組織、運営、その他一切の活動に対する情報を、必要な限りにおいて運営委員会、または参加者に対し、公にするように努める。

第 8 条（個人情報）

本団体が入手した個人情報は、別資料「学術団体：十大学合同セミナー 個人情報取り扱い規約」にのっ

¹ セミナー活動期間（総会～総括合宿）の具体的な日程は各期運営が設定する。

とり適切に取り扱われる。

第9条（政治・宗教団体との関係排除）

本団体は、運営上一切の政治的・宗教的団体から独立する立場でなくてはならない。

第10条（無既定条項）

本規約に定めのない事項については、運営委員会での決定に基づいて適切な処理を行う。

第二章 セミナー

第11条（セミナー定義）

各期運営が定めた一般参加者の活動期間をさし、一般参加者は本団体の理念にのっとり活動する。

第12条（セミナーの発足及び解散）

セミナーは、総会において発足し、総括合宿において解散が宣言される。各期運営はセミナー開催のための準備と運営、次期運営への引継ぎを行う。

第13条（セクション体制）

一般参加者は、運営委員が設定した複数のセクションに振り分けられ、セミナー期間中、グランドテーマ・セクションテーマにそって論文を執筆する。

第14条（セクション会）

一般参加者は、運営委員（チューター）の監督のもとセクション会を運営し、論文執筆に必要な作業を行う。

第三章 参加者

第15条（定義）

参加者とは、本セミナーに参加する学生全てをさす。

第16条（種類）

本セミナーへの参加者は、運営委員（チューター）、一般参加者に分類される。

第17条（一般参加者）指す

一般参加者とは、本セミナーにおいて共同論文を作成する学生のことをさす。（本規約4条より）

第18条（一般参加者の資格）

次に掲げる条件を満たす者は、本セミナーへの参加する資格を持つ

- ① 本団体の活動理念に同意した者。
- ② 運営委員が設定した活動日に原則参加できる者。
- ③ 各期運営が設定したその他の選考基準を満たした者。

第19条（一般参加者選考）

一般参加者の募集要項は、運営委員が作成し、選考基準を設け選出する。

第20条（参加者の費用）

本セミナーへの一般参加者は、運営委員が定めた参加費を負担する。

第四章 運営委員

第 21 条（定義）

運営委員は、開催趣旨に賛同する本団体参加経験のある大学生が担う。

第 22 条（運営委員の選出方法）

前期運営委員が募集要項を作成し設定した選考基準にのっとり、新規運営委員は立候補した者の中から選考される。

第 23 条（加入脱退の決定）

原則、運営委員の新規加入・脱退は禁じられるが、健康上の問題など特例に限り認められる。新規加入・脱退の可否は各期運営が主催する運営委員会での決定によって決められる。

第五章 運営委員会

第 24 条（定義）

運営委員会は、当団体の最高機関であって、唯一の決定機関である。役職に就く運営委員によって構成される。

第 25 条（方針）

新規運営委員会は、来期セミナーの発足に関する議決を行う。主な議題は前期セミナーを通じての反省、改善点・修正点の提起である。

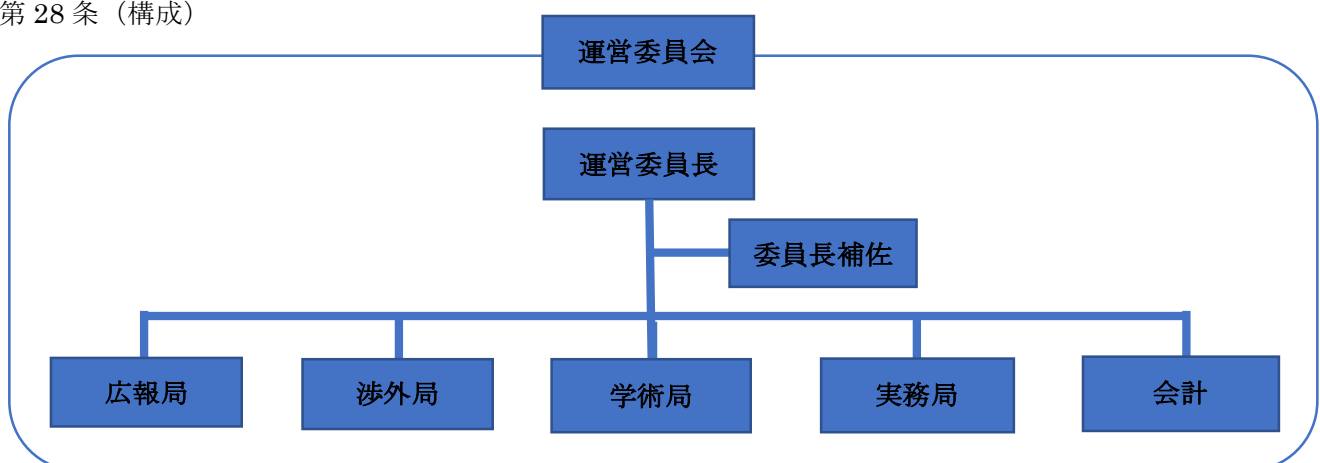
第 26 条（発足）

新規運営委員会は、前期セミナー終了後、一定の期間内において自動的に発足する。開催日程、期間は新規運営委員の総意によって決定する。

第 27 条（解散）

運営委員会は、セミナー発足に関する議決が否決された場合、もしくは新規運営委員会発足の決定をもって解散とする。

第 28 条（構成）



原則として、運営委員会は、現役運営委員によって構成される。必要に応じ前期運営委員が支援する。

第 29 条（役職）

運営委員は、セミナーを円滑に運営するために、次に挙げるいずれかの役職に就き活動する。

●運営委員長（以下、委員長）

- ・本団体の委員長であり、各担当の調整・補佐とともに、運営及びセミナー全体を統括し本団体を代表する。
- ・委員長は、各期運営で開催される選挙によって現役の運営委員の中から選出される。
- ・局との職務を兼任するかは各期運営が決定する。
- ・任期を満了せず辞任する場合は、あらたに委員長を選出するために開催される選挙・運営会の議長を指名しなければならない。
- ・あらたに委員長が任命されるまで引き続きその職務を行う。

●委員長補佐

- ・委員長が運営委員の中から任命した者が担う。
 - ・委員長の職務を補佐し運営全体が円滑に機能するように努める。
 - ・委員長が運営会の議長を任命せず欠席した場合は、運営会の議長を臨時で務める。もしくは任命する。
 - ・委員長が任期を満了せず欠けた場合²は、あらたに委員長が選ばれるまで選挙・運営会を取り仕切る。
- 学術局：毎期のグランドテーマ・セクションテーマを主体的に作成し本セミナーの学術面を担当する。
- 渉外局：外部協力者と本団体との仲介役として継続的に連絡を取り円満な関係を構築する役目を担う。
- 広報局：参加者の募集や本団体の活動を随時、SNS 等を使い外部に発信する役目を担う。
- 実務局：教室、合宿施設の確保、各イベントの企画運営などを担当する。
- 会計：毎年の活動予算を算出し、予算計画にのっとり管理する役目を担う。

第 30 条（その他、役職に関する事項）

- ① 原則として役職の移動は認められない。
- ② 局長は、各局内の話し合いで決定される。話し合いで決定しない場合は、委員長が任命する。
- ③ 運営委員であれば誰でも、委員長・局長に対する不信任案を発議できる。
- ④ 不信任決議案に関する運営会の開催には、総運営委員の四分の一以上の要求が必要である。
- ⑤ 不信任決議案は、出席運営委員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第 31 条（運営委員会の運営）

- ① 原則として、議長は、委員長もしくは委員長が任命した者が務める。
- ② 議題は、運営委員であれば誰でも発議できるが、事前に委員長に申請しなければならない。
- ③ 運営委員会への参加は、運営委員もしくは運営委員が認めた者に限られる。
- ④ 議決の方法は、その都度決定する。
- ⑤ 運営上支障となる問題が生じた場合は、運営委員会で議論し決定する。
- ⑥ 運営委員会で取り上げられた議題は、議事録にまとめ、保存する。必要の限りにおいて、内外に公開する。

第 32 条（グランドテーマ・セクションテーマ委員会の運営）

- ① 原則として、議長は、学術局長が務める。
- ② テーマ委員会への参加者は、運営委員である。
- ③ テーマ案は、テーマ委員会参加者であれば誰でも提出できるものとする。
- ④ 議決の方法はその都度決定する。

² 失踪など音信不通の場合。

- ⑤ 原則として、テーマ決定に関する議題の他は、議論の対象としないこととする。必要があれば別途、運営委員会において議題を提出する。
- ⑥ テーマ委員会で取り上げられた議事は、全て文書にまとめ保存する。必要の限りにおいて、内外に公開する。

第六章 会計

第 33 条（会計）

会計資料参照

第 34 条（OBOG 基金制度定義）

OBOG 基金制度マニュアル参照

第 35 条（臨時募金制度）

臨時募金制度マニュアル参照

第七章 十窓会

第 36 条（定義）

本団体の OB・OG 会。OB・OG の連絡先を管理し、5 年に 1 回の式典及び懇親会の開催を主な活動とする。

第八章 改正

第 37 条（改正の手続き）

- ① 改正案は、運営委員であれば誰でも発議できる。
- ② 改正のための運営会の開催には、総運営委員の四分の一以上の要求が必要である。
- ③ 改正案は、出席運営委員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第 38 条（改正の範囲）

前条の改正の範囲は、一部改正、全面改正を含む。

第九章 附則

第 39 条（効力発生日）

本規約は、第 48 期本セミナーにおける運営委員会で採択した 2020 年 4 月 14 日より効力を生ずる。本規約の改正が行われた場合、当該条項は、その翌日より効力を発する。